

会議の名称	令和4年第12回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和4年12月26日(月) 午後2時から 午後2時55分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 (1) 第60号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第61号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) (3) 第62号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年) (4) 第63号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間) (5) 第64号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (6) 第65号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (7) 第66号議案 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について (8) 第67号議案 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条の規定による承認について (9) 報告第59号 農地法第3条の3の規定による届出について (10) 報告第60号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について (11) 報告第61号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について (12) 報告第62号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について (13) 報告第63号 農地法第18条第6項の規定による通知について

	5 事務局連絡事項 6 閉会
配付資料	1 令和4年第12回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和4年第12回本庄市農業委員会総会議案 3 事務局連絡事項
主管課	農業委員会事務局

議 事 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻でございますので、ただいまより総会を始めさせていただきます。議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和4年第12回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。年の瀬のお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。ご存じのとおり、コロナウイルス感染症の第8波によって陽性者が増えてきており、大変危惧するところでございます。政府も年末年始でさらに人が動いて陽性者数も延びるだろうと予想しているとのことですが、来月の総会頃には落ち着いてきていればよいと思っております。また、インフルエンザも流行っているようですので、体調管理には気を付けていただければと思います。それでは、本日も慎重審議をお願いいたしまして、開会のあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>本日の総会でございますが、農業委員の福島委員、農地利用最適化推進委員の小川委員より欠席の旨の届出がありましたので、ご報告いたします。次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任農業委員19名中18名出席で、定足数に達しておりますので、総会が成立し、在任農地利用最適化推進委員24名</p>

	<p>中23名の出席となっておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名でございますが、慣例により、私から指名させていただきます。本日は、11番永尾委員、12番田島敏包委員の両名をお願いいたします。また、会議書記は、事務局の高群補佐を指名します。</p> <p>次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議案送付時に配布しました議案8件及び報告5件であります。</p> <p>まず、第60号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第60号議案を説明いたしますので、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>第60号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容につきましては、2ページをお願いいたします。申請件数は、1件となります。その内訳は、売買による所有権移転1件でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、小島地内の田1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、塩原茂夫委員でございます。なお、申請地位置図は、3ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>

議長	<p>整理番号1について、塩原茂夫委員から報告をお願いいたします。</p>
塩原茂夫委員	<p>6番塩原より、整理番号1について報告させていただきます。</p> <p>12月23日午後0時半頃、亀田推進委員と現地確認及び受人から聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書3ページ3-1の地図をご覧ください。市立いずみ保育所より北西に150mほどの場所に位置しております。</p> <p>恐れ入ります、議案書2ページにお戻り下さい。</p> <p>申請事由は売買でございます。受人の年齢は59歳、本人の農業従事日数は250日です。農業従事者数は本人と妻、子と母の計4名でございます。農機具はトラクター2台、トラック1台、管理機1台、乾燥機3台、コンバイン1台を所有しており、経営能力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号1の説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、第61号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第61号議案をご説明いたしますので、議案書4ページをご覧ください。</p> <p>第61号議案、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)を、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、5ページから17ページまでをお願いいたします。今回の申請件数は、56件です。田44筆及び畑69筆の面積合計15万9,018平方メートルの利用権設定でございます。それらのうち、5ページのNo.1から13ページのNo.43までの43件については、農地中間管理事業として埼玉県農林公社が借主となり、出し手との利用権設定でございます。</p>

	<p>次に、農用地利用集積計画についてご説明いたします。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、本庄市が公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、本庄市の定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、「全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること」、「その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること」等を備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま事務局より説明がありました。推進委員の宮部豊徳委員につきましては、利用権の設定を受ける者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定を準用して、一時退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p> <p>第61号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第61号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第61号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。宮部豊徳委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第62号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第62号議案をご説明いたしますので、議案書18ページをご覧ください。</p> <p>第62号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)を、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する別紙農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>はじめに、19ページから27ページまでの配分計画案をお願いいたします。借受希望者の公募に応募した担い手の方に、農地中間管理機構が借り受けた農</p>

	<p>地を再配分したものでございます。賃借権の設定等を受ける土地は、田34筆及び畑47筆の面積合計11万8,668平方メートルでございます。設定する権利は、賃借権等81筆となっております。それらの設定を受ける者は、記載のとおりでございます。</p> <p>次に、28ページの配分計画案をお願いいたします。こちらは、耕作者が変更となる土地で、田9筆の面積合計1万8,430平方メートルでございます。設定する権利は、賃借権等となっております。設定を受ける者は、記載のとおりでございます。</p> <p>農用地利用配分計画（案）に対する意見については、「農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること」、「周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと」、「必要な農作業に常時従事する見込みがあること」などの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画（案）の内容については、これらの要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、私、田端の同居親族、農業委員の坂爪委員及び推進委員の出牛委員につきましては、本人が賃借権の設定等を受ける者として、また、推進委員の新井委員につきましては、現に農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けている者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定及び同法令を準用して、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。</p>
細野会長 代理	<p>（退席後）</p> <p>ただいま会長が事故のため退席しておりますので、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき、会長代理が会長の職務を行います。また、本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、会長代理が議長となり、議事を整理します。</p> <p>第62号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>（なし）</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第62号議案については原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>ご異議ございませんので、第62号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>事務局に申し上げます。田端会長、坂爪委員、出牛委員及び新井推進委員の復</p>

	<p>席をお願いします。</p> <p>(復席)</p> <p>会長が復席いたしましたので、議長の職務代理を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
議長	<p>議事参与制限により退席しておりましたが、再度、私が議長の職を行いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>次に、第63号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第63号議案をご説明いたしますので、議案書29ページをお願いいたします。</p> <p>第63号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間)を、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する別紙農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>配分計画案については、30ページ及び31ページをお願いいたします。賃借権の設定等を受ける土地が、田17筆の面積合計3万5,866平方メートルでございます。設定する権利は、すべて麦作期間の使用貸借となっております、それらの設定を受ける者は、記載のとおりとなっております。</p> <p>農用地利用配分計画(案)に対する意見については、「農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること」、「周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと」、「必要な農作業に常時従事する見込みがあること」などの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画(案)の内容については、これらの要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>第63号議案に対しまして、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第63号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第63号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>次に、第64号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>

<p>事務局長</p>	<p>第64号議案をご説明いたしますので、議案書32ページをお願いいたします。</p> <p>第64号議案、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを、ご説明申し上げます。本議案につきましては、埼玉県農地調整関係事務処理要領第2章第5-4-(2)-dの規定により、意見書を埼玉県知事に送付するため、別紙の農地転用許可後の計画変更申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画変更申請の内容をご説明いたしますので、33ページをお願いいたします。申請件数は、1件でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1の計画変更申請の内容をご説明いたします。当初計画者及び継承者の住所氏名は記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南4丁目地内の畑2筆です。令和3年11月15日が許可日となっております。</p> <p>申請地位置図は、34ページをお願いいたします。計画変更申請の内容ですが、当初は、自己用住宅用地を転用目的とした許可でしたが、今回、建売分譲住宅用地を転用目的とする計画変更でございます。計画の変更理由でございますが、当初計画者は、自己用住宅用地として転用する予定でございましたが、自身が体調を崩してしまったこと、また、高齢であることから、予定していた計画を進めることが難しい状況になったところ、今回の計画の話があったため、計画変更申請に至ったものでございます。</p> <p>なお、本議案の転用許可の意見書送付については、第65号議案の整理番号1で、ご審議を頂く予定でございます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>第64号議案について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第64号議案の計画変更申請について、承認相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、承認相当として県知事に意見書を送付いたします。</p> <p>次に、第65号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第65号議案をご説明いたしますので、議案書35ページをお願いいたします。</p> <p>第65号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申</p>

	<p>請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、36ページをお願いいたします。申請件数は、所有権移転5件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から整理番号5までを、順番に事務局から説明、地区担当委員からの報告をいただきました後に、ご質疑いただき、その後、審議とさせていただきますと存じますので、よろしくお願いいたします。まずは、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1をご説明いたしますので、36ページをお願いいたします。</p> <p>整理番号1につきましては、さきほどの第64号議案においてご承認を頂きました整理番号1の案件となります。</p> <p>申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南4丁目地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、田島敏包委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、37ページをお願いいたします。5-1については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいて、ないことから、本申請は、許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、田島敏包委員から報告をお願いいたします。</p>
田島敏包委員	<p>12番、田島より報告いたします。本議案につきましては、令和3年10月25日第11回総会において審議、令和3年11月15日に埼玉県知事より許可を受けた事案であります。</p> <p>先ほど、第64号議案における説明どおり、所有者となった受人が当初の目的であった自己用住宅建設を、諸般の事情により断念しなければならない状況のため、継承者が2棟の建売分譲住宅用地として転用の申請を行う案件であります。</p> <p>12月21日午前8時半頃、宮部豊徳推進委員と現地再確認を行い、申請地の転用にあたっては何ら問題ないことを再度確認いたしました。</p> <p>委員各位のご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2をご説明いたしますので、36ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地で</p>

	<p>す。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、38ページをお願いいたします。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、岡芹委員から報告をお願いいたします。</p>
岡芹委員	<p>整理番号2について、9番岡芹より報告します。12月20日午前9時頃から門倉推進委員及び荒井推進委員と現地確認及び代理人から聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書38ページ5-2の地図をご覧ください。申請地は、国道462号線西富田歩道橋の信号交差点から西方向へ300mほどの場所で、延命寺から東に隣接した集落の中に位置しています。</p> <p>恐れ入ります。議案書36ページにお戻りください。申請目的は、業者を介した売買で、現在、賃貸住宅に夫婦で住んでいます。将来家族が増えることも考え、住宅の建設を考えるようになりました。通勤や実家も近いことから、最適な土地であると考え、この場所を選定して自己用住宅用地として申請に至ったものです。</p> <p>申請地周辺を北側の道路から状況を検分すると、東側適正管理された農地で耕作の状況は見られない、西側は延命寺境内に隣接し、南側は自己用住宅用地に接しています。東側の農地への進入路は北側の市道からで測量の杭が打たれてあります。申請地は2階建て住宅を予定していることから、周辺の農地に対して日照や風通しなどの支障をきたす恐れもないことから、転用に当たっては特に問題ないと思われまます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3をご説明いたしますので、36ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地位置図は、39ページをお願いいたします。5-3については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。</p>

	<p>第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいて、ないことから、本申請は、許可相当であるものと考えます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3についてですが、本来であれば、私が地区担当委員として報告するところではございますが、議事進行中のため、同地区内の倉野内推進委員から報告をお願いいたします。</p>
倉野内 推進委員	<p>田端会長に代わりまして、倉野内が報告させていただきます。12月23日午後3時頃、田端会長と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書39ページ5-3の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は県道長瀬児玉線、児玉総合支所南入口交差点から、南西約300mに位置しております。恐れ入ります、議案書36ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は建売分譲住宅用地としての所有権移転となっております。申請人は不動産業を営業しており、自ら土地を購入し、その後、建売住宅を販売する計画となっております。申請地には住宅7棟が建設予定となっております。</p> <p>申請地周辺は、宅地化が進んでおり小中学校に近いことから住宅の販売に適していると考えられます。</p> <p>以上の事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われまます。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用に当たっては特に問題ないかと思われまます。以上、ご報告します。</p>
議長	<p>次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4をご説明いたしますので、36ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の田1筆及び畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。令和4年3月31日に、農用地区域から除外となっております。地区担当は、小賀野委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、40ページをお願いいたします。5-4については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が敷地拡張用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>

議長	整理番号4について、小賀野委員から報告をお願いいたします。
小賀野委員	<p>19番、小賀野が報告させていただきます。12月20日午前9時頃、出牛推進委員と現地確認を行いました。</p> <p>申請地の概要については議案書40ページの地図をご覧ください。</p> <p>申請地は国道462号線大北交差点より北西に約300mに位置しています。恐れ入ります、議案書36ページにお戻りください。</p> <p>申請事由は敷地拡張用地です。申請地2か所のうち、北西部は園庭として、南東部は駐車場用地となります。</p> <p>現在の施設用地には、職員用の駐車スペースがなく利用に不便をきたしていました。また園庭で遊ぶ子供も増えたために新しい遊具を設置し、子供の遊び場を確保したいと考え今回の申請に至りました。</p> <p>以上の事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。</p> <p>農地を分断し、集団性に支障が生じないこと、農道や水路などに支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号5をご説明いたしますので、36ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、栗崎地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。令和4年12月8日に、農用地区域から除外となっております。地区担当は、立石委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、41ページをお願いいたします。5-5については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が敷地拡張用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号5について立石委員の報告をお願いいたします。
立石委員	<p>8番立石が報告させていただきます。12月20日午前11時頃、内田推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書41ページ5-5の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は県道本庄花園線計画部分、深谷方面に向かい、深谷市との行政境に近い場所に位置しています。恐れ入ります、議案書36ページにお戻りください。</p>

	<p>申請目的は敷地拡張用地としての所有権移転となっております。申請人は隣接地で運送業を行っています。本年7月の本社の移転に伴い、現在資材置場と営業車両の駐車場として利用している場所を事務所職員の駐車場として利用し、申請地を資材置場、営業車両の駐車場として利用したいとのことです。</p> <p>以上の事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告します。</p>
議長	<p>ただいま、整理番号1から整理番号5までの説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1から整理番号5について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として埼玉県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第66号議案「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第66号議案をご説明いたしますので、議案書42ページをお願いいたします。</p> <p>第66号議案、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第30条第1項に規定する利用状況調査による遊休農地の判定に基づき、農地パトロールによる利用状況調査の結果、再生利用が困難と見込まれるものについて、農地に該当するか否かの判断の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>対象地については、43ページから48ページまでをお願いいたします。件数は、80件でございます。土地の所有者及び対象地は記載のとおりです。対象地は田11筆及び畑69筆の面積合計5万6,513平方メートルでございます。なお、対象地位置図は、49ページから65ページまでとなります。</p> <p>まず、農地に該当するか否かの判断について、ご説明いたします。農地とは、農地法第2条第1項により、耕作の目的に供される土地をいいますが、農地に該当するか否かの判断については、国が、事務処理上の留意点等を示す技術的助言として、「農地法の運用について」を制定しております。その中の「第4、遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いについて」の中で、農地法に基づく利用状況調査等を踏まえ、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地と判定し</p>

	<p>た場合や、農地の所有者から農地に該当しないことの証明を依頼された場合は、農業委員会において農地に該当するか否かの判断を行う場合の条件等が示されております。</p> <p>また、農地パトロールによる利用状況調査等の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、調査後直ちに、農地に該当するか否かの判断の条件に基づき、「農地」に該当しない旨の判断を行うこととされております。</p> <p>その判断の条件としましては、「農地として利用するには、人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地など、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地」であって、「基盤整備事業の実施等、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地」について、次のいずれかに該当するものは農地に該当しないものとしています。</p> <p>一つ目としましては、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、二つ目としまして、それ以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合となっております。</p> <p>本委員会では、本年6月から8月にかけて、委員の皆さまには、それぞれの担当地区におきまして、農地パトロールによる利用状況調査を実施して頂きました。それを基に、事務局職員により再確認を行いました。その結果、今回の案件であります80筆は、いずれの土地も、森林の様相を呈しており、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地と判定された農地のうち、所有者等の確認が取れている農地を対象としています。</p> <p>なお、対象地の所有者及び相続人の方には、11月に、農業委員会において対象地を農地に該当するか否かの判断を行うことになる旨の「非農地判断に係る事前通知」を送付しております。</p> <p>また、本総会において、「農地に該当しない旨」と議決された場合は、土地所有者へ「非農地通知書」を送付いたします。併せて、事務局では、農地台帳から当該土地を削除して台帳を整理することになります。以上でございます。</p>
議長	<p>第66号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第66号議案については、対象地を農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

	<p>ご異議ございませんので、第66号議案については、当該対象地を農地に該当しないことに決定いたしました。</p> <p>次に、第67号議案「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条の規定による承認について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第67号議案をご説明いたしますので、議案書66ページをお願いいたします。</p> <p>第67号議案、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条の規定による承認についてを、ご説明申し上げます。本議案につきましては、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」、以後「特定農地貸付け」と申し上げますが、特定農地貸付法施行令第4条第1項の規定により、変更承認申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本議案については、平成29年7月25日の総会において、特定農地貸付法第3条第1項の規定により承認を頂きました特定農地貸付けにつきまして、特定農地貸付法施行令第4条第1項の規定に基づき変更の申請がありましたので、特定農地貸付法第3条第3項の要件に該当するかどうかの承認を処分することとなります。</p> <p>特定農地貸付法は農地法の特例を定めるものでございまして、市民農園の開設者が一定の要件を満たした上で特定農地貸付規程を作成し、農業委員会が承認した場合に限り、農地法の特例として農地の貸付けを行うことができるものでございます。平成29年の総会におきましては、農園開設者である本庄市が、土地所有者から農地を借り受け市民農園を開設するため、本庄市から農業委員会に提出された申請書及び本庄市特定農地貸付規程につきまして、「周辺の農地の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が妥当な規模を超えないものであること」、「当該農地の適切な利用を確保するための方法が、特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切であること」等、開設の承認に必要な一定の要件について該当の適否を審議のうえ承認を決定したものでございます。</p> <p>特定農地貸付けの変更等の承認に係る要件でございますが、特定農地貸付法施行令第4条第2項の規定により開設の承認に必要な要件が準用されるものでございまして、これらの要件を満たさない場合、承認できないこととされております。</p> <p>変更承認申請の内容については、別冊1ページをお願いいたします。こちらが、「特定農地貸付けの承認申請書」となります。申請者は本庄市長でございます。概要でございますが、現在、特定農地貸付けにより開設している市民農園の</p>

	<p>面積の変更に関する承認申請でございます。</p> <p>2ページから6ページまでが、本庄市市民農園貸付規程の案でございます。2ページから4ページが本文、5ページが別表1貸付農地の一覧、6ページが別表2賃借料一覧となっております。変更内容でございますが、変更箇所は5ページ別表1の上から5行目の本庄市見福1丁目2290番1に位置する見福市民農園の面積及び区画数でございます。新旧対照にてご説明申し上げますので、7ページをお願いいたします。</p> <p>はじめに、下段、「旧の表」でございます。見福市民農園はこれまで、土地面積1,746平方メートルの一部、1,388.14平方メートル、22区画を農園として利用しておりました。</p> <p>次に、上段、「新の表」でございます。本承認申請は、土地所有者からの申し出に基づき、残りの部分を含め土地全体の面積1,746平方メートルを農園として利用するため、特定農地貸付けの用に供する農地面積を変更し、農園の区画数につきましても、22区画から29区画に変更するものでございます。</p> <p>8ページをお願いいたします。こちらは、見福市民農園區画図でございます。本承認申請によりまして、新たに太線に囲まれた土地の農園區画を追加するものでございます。また、下段の地図上におきましては、斜線部分が該当地となります。</p> <p>事務局におきまして現地調査及び書類審査を実施しましたところ、農園の位置や規模、運営方法等、特定農地貸付法第3条第3項各号の承認要件をすべて満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>第67号議案について、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第67号議案の変更承認申請について、承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第67号議案については、原案のとおり承認いたしました。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。報告につきまして、報告第59号から報告第63号までを、順番に事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>まずは、報告第59号をご説明いたしますので、議案書67ページをお願いいたします。</p> <p>報告第59号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p>

届出内容については、68ページをお願いいたします。専決処分件数は、4件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届出なければならないという規定による届出でございます。

続きまして、報告第60号をご説明いたしますので、議案書69ページをお願いいたします。

報告第60号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。

届出内容については、70ページをお願いいたします。専決処分件数は、2件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届出ること埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。

続きまして、報告第61号をご説明いたしますので、議案書71ページをお願いいたします。

報告第61号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。

届出内容については、72ページをお願いいたします。専決処分件数は、7件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転等をする場合は、あらかじめ農業委員会に届出ること埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。

続きまして、報告第62号をご説明いたしますので、議案書73ページをお願いいたします。

報告第62号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので、ご報告するものでございます。

報告書の提出件数は、1件で、その報告書が74ページから76ページまでとなっております。

農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権等の権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。

これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。

続きまして、報告第63号をご説明いたしますので、議案書77ページをお願いいたします。

報告第63号、農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙農地の

	<p>賃貸借契約合意解約通知書を受理しましたので、ご報告いたします。</p> <p>通知内容については、78ページから82ページまでをお願いいたします。賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、30件です。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により、同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思えます。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5 事務局連絡事項に移ります。</p> <p>お手元の資料「事務局連絡事項」をお願いいたします。</p> <p>まず、1点目です。令和5年1月総会の開催予定です。令和5年1月25日(水)午後2時から本庄市役所6階大会議室で開催予定です。</p> <p>次に2点目です。農地利用最適化推進協議会の開催予定です。来月は、総会閉会後に、農地利用最適化推進協議会を開催予定とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>次に3点目です。令和5年用の「農業委員会手帳」の配布についてです。お手元に配布させていただきました「農業委員会手帳」は農業委員会等に関する法律により、「農地等に立ち入り調査等をする際は、身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求がある時は、これを提示しなければならない」と規定されています。農業委員会活動の際には、常に携帯して頂くとともに、スケジュール管理等にもご活用頂くものとなっています。また、委員の皆さまが既にお持ちの写真を添付した身分証明書につきましては、新しい手帳へ移し替えて、そのままお使いいただきますようお願いいたします。</p> <p>農業委員会手帳には、最初に農業委員会憲章、後ろの方には、農業委員会法・農地法等の目的・3条許可基準・農地所有適格法人要件・遊休農地に関する措置・転用許可基準などの項目も記載されておりますので、是非ともご一読頂きたいと思えます。</p> <p>次に4点目です。新体制調整会議委員の選出についてでございます。別紙をご覧ください。</p> <p>令和6年2月9日に任期満了を迎える農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選について、現農業委員会での調整事項がございます。調整会議での主な内容としましては、農地利用最適化推進委員の定数及び区割りについてと、次期、</p>

	<p>農業委員及び農地利用最適化推進委員の公募についての様式等のご検討をいただきます。</p> <p>事務局といたしましては、効率的な会議となるよう会長、会長代理及び改選日の令和3年2月10日開催の新組織調整会議の際に決定いただきました各地区代表、計11名による新体制調整会議を設置し、検討を行っていただきたいと考えております。</p> <p>当面のスケジュールですが、第1回新体制調整会議を令和5年1月総会前の30分程度お願いし、その内容をお持ち帰りいただき、令和5年2月総会前に予定している第2回会議までに地区でのご協議をいただき、会議に持ち寄っていただきます。第2回の会議で決まった内容については、令和5年3月の農地利用最適化推進協議会で委員の皆さまに報告させていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>また、調整会議の委員の方につきましては、来年度以降数回お集まりいただく場合もありますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。</p>
田端会長	<p>ここで、皆さまにお諮りさせていただきたいのですが、調整会議委員の選出につきましては、事務局案のとおりでよろしいでしょうか。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5、事務局連絡事項に移ります。</p> <p>(事務局長説明)</p> <p>以上をもちまして、令和4年第12回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れさまでございました。</p>

令和4年第12回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和4年12月26日(月)					
開催場所	本庄市役所 大会議室					
開会時刻	午後2時					
閉会時刻	午後2時55分					
会長	田端 講一					
会長代理	細野 俊文					
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	糸原 直樹	出席
2	関根 清	出席		仁手	吉田 芳昭	出席
3	金井 章夫	出席			高橋 公仁	出席
4	福島 公博	欠席		旭	戸塚 毅	出席
5	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
6	塩原 茂夫	出席		北泉	内田 信哉	出席
7	福田 武久	出席			荒井 康男	出席
8	立石 勝義	出席			門倉 恒茂	出席
9	岡芹 喜行	出席		児玉	田島 勇扇	出席
10	宮部 延一	出席			宮部 豊徳	出席
11	永尾 路子	出席	○	金屋	倉野内 浩	出席
12	田島 敏包	出席	○		鈴木 幹雄	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 誠	出席
14	鳥澤 和子	出席		秋平	福田 光男	出席
15	鈴木 良美	出席			清水 辰雄	出席
16	間正 始	出席			根岸 正一	出席
17	木村 文子	出席		本泉	櫻井 利夫	出席
18	坂爪 裕	出席			木村 雅	出席
19	小賀野 昇	出席		共和	新井 明夫	出席
本庄	細野 林之助	出席			出牛 康	出席
藤田	小川 忠	欠席			山本 道雄	出席
	福島 正紹	出席				

説明員

事務局長	中西 太
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
局長補佐兼農地係長	高群 邦人
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事補	江森 憲太
支所環境産業課産業係主査	森本 克美

書記

局長補佐兼農地係長 高群 邦人